#### 慶應義塾大学学術情報リポジトリ

Keio Associated Repository of Academic resouces

Title	ボナヴェントゥラと政治の自然性
Sub Title	Bonaventure and the nature of politics
Author	田中, 稔十(Tanaka, Narito)
Publisher	慶應義塾大学大学院法学研究科内『法学政治学論究』刊行会
Publication	2022
year	
Jtitle	法學政治學論究 : 法律・政治・社会 (Hogaku seijigaku ronkyu :
	Journal of law and political studies). Vol.135, (2022. 12) ,p.151- 176
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	
Genre	Departmental Bulletin Paper
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara id=AN10086101-20221215-0151

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

# ボナヴェントゥラと政治の自然性

田

中

稔

+

一 問題の所在一 ヴァルター・ウルマンの中世史観二 ヴァルター・ウルマンの中世史観二 ヴァルター・ウルマンの中世史観

U

たのであった。

### 問題の所在

に汎神論の性があるとし、その著作を焚書に処したのだが、元凶をアリストテレスの書に求め、これを読むことを禁 ろには新来の思想として危ぶまれていたことがわかる。教会は、ディナンのダビッド 尽くすことは容易でない。ただ、一二一○年にパリに集まった司教たちが、その著を禁書にあげているから、 十二世紀のパリにおいて、いつごろからアリストテレスという名が新奇な響きをもつにいたったのか。 (David de Dinant)という学者 その委細を

される。 いうことであって、 一二一五年に再び示され、教皇グレゴリウス九世もこれに倣った。おおよそ、一二四〇年ごろまでは効力をもったと 広く読まれていないものは、 十三世紀のはじめには、すでにアリストテレスが一般に知られていたことがうかがえる。禁令は あえて禁じるに及ばない。そのため、禁じられたということは、広く読まれてい たと

までに大きな力をもつに至ったのである。 なった。哲学者と言えばアリストテレスのことであり、 じられるようになった。彼を指すときは、 は下げられたわけではなかったのだが、もはや咎められることもなくなっていた。アリストテレスは広く引かれ、 それからしだいに、 大学でアリストテレスを講じても、 たんに哲学者(Philosophus)と書けばよく、それよりほかに言を要さなく ほかの哲学者を指すことはなかった。 罰せられることはなくなっていった。じつを言うと、 彼の思想は、 それほど 禁令 論

合するはずもないから、 おおかたの神学者がその思想に接することになった。そしてむろん、 神学者たちは多かれ少なかれ、 みずからの学説に再考を迫られることになる。 外来の思想がこれまでの教説 ٧١ まや事物を に符

た違った面からこの問題をあつかう。

こうした見解は、

すでにほかの研究者によっても指摘されているが、

そのために、

まずウルマンの歴史観を大観し、つづいてウルマンに反する立

本稿ではこれまで指摘され

てい

る面とは、

るにあたって、 アリストテレスの論理学に依っていなければ信用を置かれなくなってしまった。 質料や形相といった言葉を使わずに論じることは難しくなってしまった。 また、 ここでの消息は、 論 の進 8 かた 概念 つ

上

一の革新

(conceptual revolution)

と呼ぶにふさわしいものであったろう。

思想史において定説になってきたと言ってよい。 政治思想史というのも例に洩れない。 こうした動きは、 (Walter Ullmann) ものの見かたが大きく変わったという事実は、 これまで哲学史や科学史など、 の名をあげておこう。 アリストテレ 数多い論者のうち、ここではその筆頭として、ヴァルター・ウルマ いまや一般に周知されている。 さまざまな思想史のなかで描かれてきた。 スが政治の見かたを大きく変えたという捉えかたは、久しく政治 もちろん、ここに言う思想史から アリストテレ スに

と『中世政治思想史』(A History of Political Thought: The Middle Ages)は、 著作を残したが、 ストテレ ´ルマンは、 スの移入を時代の転換とみなすところに特徴がある。 ケンブリッジ大学における中世史の教授であった (一九七二——九七八年)。政治思想について多くの なかでも 『中世における統治と政治の原理』(Principles of Government and Politics in the Middle Ages) 彼の歴史観を端的に示したものであり、 アリ

ウル これを一概に否定するつもりはない。 る 換とするが、 本稿の目的は、こうしたウルマンの歴史観を修正するところにある。 マンが考えるよりもずっと小さく見なければならないと思う。 ゆるやかな連続性を指摘する。 本稿ではこうした立場をとらない。 もちろん、哲学や自然学において、 ただ、あくまで政治思想にかぎって見るとき、 むしろ、 アリストテレスを受容する前と、 アリストテレスがなした役割は計り知れず、 ウルマンはアリストテレ アリストテレスがなした功は、 そのあとのあいだに見え スの移入を時 0) 転

153

について、先行研究を踏まえて論じていきたい。

# 一 ヴァルター・ウルマンの中世史観

の言である。 対立した見かたであって、中世の政治思想史とは、つまるところこれらのせめぎあいにつきる、 と見るか、それとも底部から上っていく(ascending)と見るか、この二つの見かたに大別できるという。この二つは できる。かりに、 ウルマンの論はこうである。中世の政治思想史は、 政治という営みを大きなピラミッドに見立てると、権力がその頂点から下っていく(descending) 権力がどこに由来するかによって、大きく二つに分けることが というのがウルマン

であった。「神によらない権力はない」(Nulla potestas nisi a Deo)(ローマ書十三章一節)というのがパウロの説くところ ら下に、という構図がここに認められよう。 であるから、いかなる権力も神の権能にもとづく。権力のはじまりは神に求められ、ここから下に及んでいく。 たとえばアリストテレスが西欧にわたる前、キリスト教世界ではおおむね、 権力が下っていくという見かたが優勢

使と教会のヒエラルキアがあるが、ここに属するおのおのの階層は統一の原則(principium unitatis) そしてこの構図は、 ここにおいて権力はまず神に由来し、 これを外れてはならない。みずからの分を守り、下のものは上に従うことで秩序を保つのである(4) 彼の著作には神を頂点としたヒエラルキアが細かに論じられている。 擬ディオニュシオス文書にも受け継がれる。擬ディオニュシオスは六世紀の修道士だとされる つぎに天上の天使に授けられ、それを通して教会にわたっていく。 彼が言うに、天上と地上には、それぞれ天 にもとづいてお

そこにいろいろの階層が存するから、同じように上から下へと権力が及んでいく。このように説く擬ディオニュ

154

りたつ。教皇はいかなるものにも裁かれることはなく(papa a nemine judicatur)、 ではなく、抜きんでた才をもっている。教会があってそこに教皇が存するのではなく、 シオス文書は、 ウルマン曰く、 十二世紀ごろに西方教会で重んじられるようになり、聖書につぐ権威をもつに至った。 教皇論もまた、こうした議論に支えられてきた。教皇はほかの司教とひとしい目線に立ってい 権力の源である。 教皇があって初めて教会はな この論を支えるに

る

十二世紀、 擬ディオニュシオスはよい拠りどころになったという。(6) 十三世紀までの西欧は、 権力が下っていくという、こうした見かたが中心を占めていた。 ゥ ル 7 ン が 見

あたり、

るに、上っていくという見かたは、長く現れることがなかったのである。 ところが、アリストテレスの移入によって、この流れは大きく変じる。『政治学』 が 訳されるようになると、

神学

政治共同体が自然にもとづくという考えを学んでいった。

者たちはこれを読み、

ことがないから、 なしていったものが国である。 か家族となり、 人は一人では自足できず、かならず助けを必要とする。それゆえ人は寄り集まるのであるが、その集まりはい おのずからそういう形をなしていったというにすぎない。 村となり、街となる。そして行きつくさきが国(polis)である。 すべてにおいて自足している。人がみずからの自然本性にしたがって集まっていき、しだいに形を 国がその民を統治することは、 上から下ってくるものではなく、 天から命じられたことではない。 国は、これよりほかに助けを求め 下から上っていくの 必要に応じて、

ま具わっている性質は、 う言葉は原初の、 V ・スは、 ここでウルマン これを自然と呼んでいる。 そして穢れのない状態を指していた。 が重視するのが、 けっして自然のものではなく、 自然 いままさにわれわれのもつ性質を、 (natura) という言葉である。 罪に堕ちてから身についた悪習である。 すなわち、 堕罪の前の様相である。 かつてアウグスティヌスにとって、 彼は自然と呼んだ。それゆえこうした性質に いっぽう、 ところがアリストテ われ

とは異なる、

新しい流れをもたらしたのであった。

もとづいた国というものも、

また自然のなせるわざである。

や統治を必要としなかったからである。それゆえアリストテレスの言う自然は、これまでのアウグスティヌスのも アウグスティヌスは、 けっしてこれを自然と呼ばなかったに相違ない。 アダムもイブもたがいに自足しており、 玉 0

て 動きははじまっていた。上の権力に依ることなく、 り歩きをしていったとは考えていない。 ただしウルマンは、こうした流れをすべてアリストテレスに帰するわけではない。 たのは理論であって、アリストテレスこそがその支柱になりえたのであった。(マ) 封建制が整い、ギルドや大学が成立したこのころにあって、すでに下からの 自立した小集団が各地に生まれつつあった。ただ、それらに欠け かならずしも、 思想だけがひと

にその一端が見えることがわかってきたのである。(8) ど同 史学はこれを嫌って、 敏感であったろう。 ここから容易につかみうるように、ウルマンにとってアリストテレスは、 ]時代の歴史学では、 中世と近代のあいだを断ち切るというのが、それまでの学問では常法であったのだが、 その断絶を埋めようとした。 近代の概念を中世に探るのが一つの時流になっており、 これまで近代的と一くくりにされてきたものの多くは、 民主的な権力観の本源であった。 ウルマンもまた、そうした時流 新し 前 ちょ の時 には い う 歴

にもとづいたものであった。(9) それより前の時代に探って、彼は中世の盛期にその端緒を置いた。そこでアリストテレ ほ それゆえウルマンの解釈というのも、 かのものはさして重要な意味をもたない。 こうした学風になびいた結果と言ってよい。 彼が是とした歴史観は、 近代思想がすでに中世に見られる、 近代に生じた民主的 スが担ったものに比べれば、 という確信

前にあげた二書のうち、 こういう描きかたはずいぶん大づかみであるもの 『中世政治思想史』は一般の読者に向けられたものであり、その図式も他書に比べて飲みこ Ó, 語り口が平易なこともあって、 広く世に膾炙してい

よう。

みやすい。

うに思える。 られやすい。これによれば、アウグスティヌスはいまある政治を不自然と見たのだが、 とりわけアウグスティヌスの思想との比較は、 そのためか、 この理解は塗りかえられたという。 多くの概説書を見てわかるように、 アリストテレスの意義にかんして言うと、 政治を自然から外れたものとするか、それとも自然に生じたものとするか、 われわれは彼の主張をいまだに捨てることができずにい その構図が描きやすいこともあって、 いまなおウルマンの主張が政治思想史に尾を引いてい 思想史の解説としてとりあげ アリストテレスが紹介される るよ

という簡明な対比である。

ヌス当人のころからなにも変化をとげていないかのような感を与えかねない。 アリストテレスが受容されるくだりで、アウグスティヌスをもちだすというのは、 きた神学者が、アウグスティヌスをそのまま奉じていたかどうかといった問題は、 それぞれに見えるおよその趨向を比べることは、比較思想として十分になりたつ。ただそれと、スコラ学全盛期に生 もちろん二つを比べることが、 それじたい問題をふくむわけではない。 アウグスティヌスとアリストテレ 別であると見なければならな あたかも政治思想がアウグスティ スを並べ、

る。 よそ八世紀という隔たりがあるのだが、ウルマンの描きかたに従えば、そのあいだになにも進展がなかったことにな (世紀という年月のあいだ、 アウグスティヌスが生まれたのは四世紀である。対して、アリストテレスの受容は十二世紀である。ここには、 神学者たちはアリストテレスに出会うまで、政治の自然性という考えにまったく思い至らなかったのだろうか。 彼らは本当にアウグスティヌスをかたくなに守っていたのだろうか。 お

こうした素朴な問いに答えられない以上、ウルマンの所論は信を置くに足りない。異なる見かたが必要になってこ

### 三 ウルマンを超えて

う。 うやく一九八○年代の終わりごろである。ここでは本論にかんするものとして、大きく二つあげておけば十分であろ くにあたり、 ウルマンは多作の人であったから、 ウルマンを参照せずに済ますことはできなくなった。これを否定する論が現れるようになったのは、(º) 一九六○年代にあって、その道の大家となった。 中世の法思想や政治思想を書 ょ

Pocock) つは、 やクェンティン・スキナー(Quentin Skinner)から想を得て、政治言語 アントニー・ブラック (Antony Black) によるものである。 彼は、 (political languages)なる概念に目をつ J G A ポ 1 コ ッ ク Ω Ņ

け る。 〕

時代の政治言語を正しく会得していなければならない。 いくから、 政治言語とはすなわち、 政治言語もまた、時とともに移り変わる。 政治を語るための言葉である。言葉は、 したがって、 その時代によって、さまざまに使いかたを変えて ある時代の政治思想を正しく受け取るには、

政治を語るうえで有用なものであったが、もとあった思想を変えるほどのものではなかった。アエギディウス・(四) これを批判した。 ているが、この二人はずいぶん毛色の違う考えをもっていた。アエギディウスは教皇権を唱えたが、マルシリウスは ヌス (Aegidius Romanus) も、 ブラックが言うに、 対極にあるとも言える二人であるが、ともにアリストテレスの言葉からよく引いている。 アリストテレスの言葉は、中世後期における政治言語の一つにすぎなかった。 パドヴァのマルシリウス (Marsilio dei Mainardini) も 等しくアリストテレスから引 それはたしかに 口

この場合、どちらがアリストテレス主義者であるか、といった問題はあまり有益でなく、あくまで二人とも政治を

ではなく、 語る言葉を神学者に与えたにすぎなかった、というのがブラックの主意である。 アリストテレスを引いていたにすぎない。つまり、 アリストテレスは思想の中身にかか わったわけ

く論じられている。 こうした見かたはメアリー・エリザベス・サリヴァン アリストテレスに歩み寄ることは、かならずしも同じでないことがここに示されている。(ユ) ところが二人の思想を見るに、内実はアリストテレスにまったく似ていない。アリストテレスを使って語ること やダンテ (Dante Alighieri) サリヴァンは、ブラックとはべつの思想家をとりあげている。 は、ともに十三世紀の思想家であるが、二人ともアリストテレスをよく引い (Mary Elizabeth Sullivan) によってもとりあげられ、 ルッカのトロメオ (Tolomeo da ゎ

ほ に親しんでいたのであれば、 の自然性という発想そのものは、 スより前の時代に政治の自然性を探る。神学者たちが『政治学』を手にする前に、早くから政治の自然性という考え かのいかなる作品よりも政治を深く論じているから、少なくもそういう体系性にはおどろいたに相違ないが、 もう一つは、ケアリー・ニーダーマン(Cary Nederman)によるものである。 『政治学』の主論はたいした意味をもたなかったことになる。 別段おどろくに値しなかったという見かたである。 彼はブラックと違い、 もちろん 『政治学』 アリストテレ

ているところを読みつないでいけば、十分その大意をつかむことができた。 ることはなかったと考えられるが、たとえ完本にふれずとも、 が記した政治論、 こうした自然性を探るにあたって、ニーダーマンが注目するのは、 『国家について』 (De res publica) Þ 『法律について』 (De legibus) アウグスティヌスやラクタンティウスの諸作に引かれ ヨーロッパにおけるキケロ的伝統であ は、 その完本を神学者が目 キケ す

うした考えに早くから親しんでいたとすれば、 ニーダーマンはこうした論を立てることによって、ウルマンの構図に疑いを挟んでいる。 人は理性にしたがって、ともに住むことを求め合い、その共同体は弁論によって支えら たとえあとからアリストテレスが現れようとも、 そこに新しさはない。

て新奇は異端を意味したからである。

て見かえしてみると、いまだ尽くされていないところがないでもない。 さて、ここにウルマンに向けられた二説を見たわけであるが、ともにすぐれた反証になっている。 しかしながら改

たとえばブラックであるが、たしかに彼の論は、 アリストテレス主義という言葉を相対化するのにすぐれてい

だがいっぽうで、どうしてアリストテレスの思想が人々の思いを変えるに至らなかったのか、という点にかんしては、 あまり判然としない。アリストテレスの思想が、かりに人々にとって新奇なものであったとしたら、 治言語として用いるだけであったとしても、むやみに引くことは憚られたであろう。なぜというに、このころにあっ たとえそれを政

ることもなかった。 こに奇異な考えがふくまれていなかったということにほかならない。新しいところがないから、 はたびたび禁書にあげられているが、『政治学』はどういうわけか、禁じられることがなかった。それはつまり、 ところが、アリストテレスの受容史を読んでみても、『政治学』が異端とされた記録はない。 人びとはこれを自由に読み、政治の言葉を学びえたのである。 とりたてて禁じられ 自然にか んするもの そ

b のではなかったのか。ブラックの論は、こうした点をうまく語りえていない。 しかしどうして、 『政治学』は人々の目に奇書と映らなかったのか。アウグスティヌスの思想は、 これ に対立する

て、 時としては異類の学者であったろう。それゆえ、 キケロ的な発想をどこまで重んじていたのかについて、 ロを学んでいた思想家としてソールズベリーのジョン(John of Salisbury)を例にあげるが、 これにかんしてニーダーマンの論は、それをよく語りえていると思うが、その一方で、十二、十三世紀の神学者が この時 代の典型を示していると言いがたい。 たとえジョンを例にあげても、 シャルトルで学び、ギリシャとローマの諸書に触れていた彼は、 やや明証に欠けるきらいがある。 このころの主だった学流を示したこ ニーダーマンはよく、 彼は気鋭の思想家であっ キ

とにはならない。

う。 の いうことに等しい。 なかった。これは言いかえれば、保守的な神学者でさえ、 はないだろうか。それを証するには、さきほどと同じく、この書が禁書にならなかったという事実をあげれば足りよ た。そういう彼らは、『政治学』をいかように受けとったのだろうか。おそらく、 かもしれない。 教会の中枢はふつう守旧派であったから、あまり突飛であれば読むことも禁じられたはずであるが、そうはなら -世盛期の神学者はたいてい、そういう書を知る機には恵まれなかったから、あいかわらず教父の学説を崇めてい アリストテレスを通さずに、そしてキケロをも通さずに、彼らは政治の自然性に思い至ってい 政治の自然性という考えに、さして疑いをもたなかったと あまり不思議を感じなかったので た

すにあたって、十三世紀の思想家ボナヴェントゥラ(Bonaventura)に焦点を当てていく。 この点が例証されることによって、 はじめてウルマンの言う枠組みを否定することができる。 以下、

## 四 なぜボナヴェントゥラなのか

されている。 そうであったから、この性向は、 ている。 本稿の関心は、 ボ ・ナヴェントゥラは十三世紀の思想家であった。フランシスコ会の神学者で、一二七三年には、 彼は、 アウグスティヌスから多くを学んだ。 このボナヴェントゥラが、 師から継いだものと見てよい。そして一般に、彼はアウグスティヌス主義の代表と いまある政治を不自然と見ていたか、 師であったヘールズのアレクサンデル それとも自然と見てい (Alexander de Hales) 枢機卿に任じられ たの か を知

もちろん政治を不自然とみなし

ていたという推量がなりたつ。しかしいっぽうで前章に記したように、

る点にある。

アウグスティヌス主義とされ、

その筆頭に数えられているのであれば、

古い立場の神学者たちも、

政治の自然性なる

に役立とう。

b ことにおどろかなかったのであれば、 をたどっていたと言えるかもしれない。やや保守的とされるボナヴェントゥラでさえ、もしもアリストテレスの言う ていかに考えていたか、そしていかに論じていたかを探ることは、 政治の自然性をすでに知りえていたということがわかれば、 のに達していたと考えるほうが、 まりここにおいてボナヴェントゥラは、 その後の情勢に照らしてみてもつじつまがあう。またかりに、 政治の自然性はこのころにあって、広く了解されていたことになるからである。 中世盛期の政治観を見るうえで、一つの指標になりうる。 そのほか大勢の神学者も、 中世盛期の思想における一つの潮流を明かすの だいたいにおい ボナヴェント 彼が政治 ,て同 の ゥ ラ

多かった。 外来の思想を好んだ思想家、 いていアラビアからわたって来たから、 ど人の目を引くことになるのは仕方がない。 従来の研究は、 しかしここで重要なのは、 もちろんこうした思想家は、このころとしては奇抜なことを書くから、 中世盛期の政治思想を見るにあたって、 彼らはその時代の主流ではなかったということである。ギリシャやロ つまりソールズベリー 常に異端と隣り合わせであった。 のジョンやトマス・アクィナスのような面々に目を向けることが ともすると新鋭の思想家ばかりとりあげる風潮が 大半の神学者は、そうした危険なものに 読んでいて興趣も尽きず、 ーマ 0) 思想は あっ あるて た は た

でい アウグスティヌスを守株したボナヴェントゥラというように、 けるべきはボナヴェ ただし、ここで一つ注意するべきことがある。それは、 たわけではないことである。 ントゥラのような、 かつての学説では、 教父の論を軸にしていたものである。 アリストテレスに依ったトマス・アクィナスと、 かならずしもボナヴェ おおまかな図式でもって捉えられることもあったが、 ントゥラが外来の思想をすべ それに反して て担ん

の

ため、

この時代のありようを描こうとするとき、

ほとんど手を染めなかったのであり、

中世盛期の大枠を形づくっていたのは、こういう慎重な学者たちであった。

ジョンやトマスはひとまず置いておかなければならない。

目を向

そ

た。

現在そうした見解は否定されている。 つて言われているほど拒んでいたわけではなかった。 もちろん彼がアリストテレスの結論にうなずかないこともあったが、 それは

引用を一○一五ほど数えることができるという。そのうちの五九三個は、 くこの数字を見ても、 ヤック・ ギー ブージェロル ボナヴェントゥラがアリストテレスをずいぶん読みこんでいたことがわかる。 (Jacques Guy Bougerol) によれば、 クアラッキ版の全集からは、 出典が確かめられるそうであるが、 アリストテレ ス の

りよいものでなかったからかもしれないし、 は、 れば れを目にすることは十分にありえたであろうが、彼はこれを読もうとしなかったのかもしれない。それは、 『政治学』を目にしていなかったと言ってよく、ここが同時代のトマス・アクィナスとは大きく異なるところであっ(図) とはいえ、そこに およそ一二五五年から一二六一年のあいだとされているから、一二七四年まで生きていたボナヴェントゥラがそ(ミロ) ― 一つもない。 『政治学』からの引用があるかというと、『政治学』からの引用は ムールベケのグイレルムス(Guillaume de Moerbeke)が『政治学』をギリシャ たんに手に入らなかっただけかもしれない。ともかく、 ブージェ 語から訳し 口 おそらく彼は ル 0 訳があ 調 ベ たの に ŧ

時代にあって奇説に流れるところがない。 スであり、 がこれを『政治学』 そのため、 アウグスティヌスの書は聖書のつぎに多く引かれている。(3) いくぶんかアリストテレ から学びうる可能性はなかった。 スに傾くところがありながらも、 大半の学者と同じ立場にいたと言えよう。 また、 彼がもっとも重きを置いたのは、 したがって、その態度は中庸を得ており、 少なくも政治の自然性にかんして言えば やはりアウグスティヌ 彼

### 五 自然という言葉の転換

考えは出てこないことになる。それというのもアウグスティヌスが見るに、 ら外れたふるまいにほかならなかったからである。 った考えに、 それでは 『政治学』を見ることのなかったボナヴェントゥラは、 思い至ることがなかったのだろうか。もちろんアウグスティヌスに忠実であろうとすれば、こうした 政治的共同体の自然性、 この世の統治とはすなわち、自然本性か そして支配の自然性と

に人を創られたが、ほどなく、これに向けて命じた。「海の魚、 章二十八節)と。 『神の国』十九巻十五章で、アウグスティヌスは言う。天地の形を整え、 空の鳥、地を這うあらゆる生き物を治めよ」(創世記 獣や鳥でそこを満たしたのち、 神 は つい

なく、ただ家畜の群れを治めていたにすぎなかったのである。(ミハ) 理性なきものの上に立つことだけを命じたのである。それゆえ聖書に書かれたはじめの義人たちは、 つまり神が望まれたのは、 人が獣畜を従えることであって、人が人を従えることではなかった。 理 人を治めること 性あるも のが、

が人に隷従するようには創られなかったし、人は罪に隷従することもなかった。それは、 人間による人間の支配とはあの忌まわしき「原罪」の結果、人間の社会に発生するに至ったものであり、それは実に ら容易に察せられるのである。 それは罪に発しており、そのことは、 がそうであったということであって、 こうした自然本性に照らし合わせるとき、人が人を従えるのは、 柴田平三郎の言葉を借りれば、こうまとめることもできよう。「アウグスティヌスは 奴隷 隷従や支配は、こうした本性にかなうものではない。 (servus) を見るときに、それが罪人 (peccator) と結びつくということか あるべき姿に反する。 神が人を創られたとき、 人間の自然本性 アウグスティヌス曰く、 人

つ目の、

「奴隷制」(servitus)とまったく等価なものと考えている」。(ミロ)

これが本性的でないことは言うまでもない。これは、 望まれたことであるから、 Ð (naturalis) ものであったと言いかえられる。アウグスティヌスにとって、ここにはなんら字義を曲げたところはな 由に往来できるとなれば、 担う。本性的なものは自然なものでもあり、 なわち、 ートゥーラ (natura)。この言葉は英語の nature と等しく、 人間の本性 (natura) 人間の本性は罪に堕ちる前を指している。そして罪は、神に帰責されるものではない つぎのような推論もおのずからなりたつ。本性 は創られたままの姿を指し、それは同時に、それこそが人間にとって自 自然なものもまた、裏を返せば本性的である。 人が神に背くことによって生じた非本性的なものである。 本性という意味をもつと同時に、 (natura) は、 むろん神がは こうして二つの意味を 自然という意味 じめにそう 然な から、

であるのかどうか」に従って、彼の考えをさらってみたいと思う。 た彼であるが、ことこの議論にかんしては、 disputatae de perfectione evangelica) ところがボナヴェントゥラの考えは、これとは少し趣を異にしている。 の第四題の第一項目「人がべつの人のもとに服従することは自然法にかなったこと 同じ結論には達していない。ここでは、 アウグスティヌスに依るところが大きか 『福音的完徳論』(Quaestiones

むしろ言葉の意味を真直に受けとったすえの結論であったと言えよう。

彼はまず、 人がある人に従う、という状況を考えるにあたり、 ある人がべつの人に従うこと、すなわち服従にかんする考察から話をはじめてい 彼はこれを三つの 種類に分けている。 それは、 自然本性その

12 由来するもの、 自然本性に由来するものには、 そして罪に由来するもの、 たとえば父が子にまさり、 また最後に、 罪からの治療に由来するものの三つである。 子が父に従うといったようなもの が ふくまれ

よると、 これはきわめて素朴な服従である。 生きているものはみな、 みずからに似たものを生み出す力を具えているからだという。 (3) しかし、 これがなにゆえ自然本性にもとづくのかと言えば、 理由はここで終わ ボナヴェントゥラに

る父は、結果である子に先行し、したがって父が子にまさる、ということであろう。 力をもっており、それゆえに父と子のあいだには、生むものと生み出されるものといった関係がなりたち、 てしまうため、 やや言葉足らずの感はぬぐえないが、思うに彼が言いたいのは、生きものというのがみな、 子を作る 原因であ

くまれる。そして隷従を罪と結びつける根拠として、ボナヴェントゥラはアンブロシウスの名をあげているが、この(※) また二つ目の、 罪に由来するものには、たとえば主人が奴隷にまさり、奴隷が主人に従うといったようなものがふ

に乞われたとおりである。 気ままな性向を正していくには、しぜん上からの抑えが求められる。それなしには、人はまとまりを失ってしまう。 結論じたいはさきにあげたアウグスティヌスとさして変わらないと言ってよいだろう。 モーセが死を前にして「主の会衆を牧者のいない羊の群れのようにしないでください」(民数記二十七章十七節)と神 ふくまれる。 そして終わりに、 はじめに創られたときと違って、いまの人間は罪に流れやすく、とかく放埓の性がある。こうした勝手 罪からの治療に由来するものがあるが、これにはたとえば、法にもとづいた統治のようなものが

ゆる生においてもこれは命じられている。 言えるし、堕落したあとの本性にもとづくとも言える。つまり、自然はこれを絶対的なものとして求めており、(③) ているかについて、さきをつづけていく。一つ目にかんして言えば、これは人間が堕落する前の本性にもとづくとも さて、ここに三つの形を見たわけであるが、ボナヴェントゥラはこれら三つが、 自然とどのようなつながりをもっ

復されている本性のなかで命じられるに至ったのである。(⑶) 堕落した本性のなかで命じられるようになったことであり、三つ目は、 回復されうる、 もしくは、

そして二つ目と三つ目はと言うと、これは人が堕落したことによって、

はじめて自然から求められるようになった。

ここで目を向けるべきは、彼が三つのありかたすべてにおいて、「自然がそう命じている」(natura dictat)と語ると

まり自然とは、

ボナヴェントゥラにとって常にいまそうであるもの、

あるいは、

いまここにあるものを指してい

ないから、 は呼びがたい。 ころである。おそらくアウグスティヌスにおいては、二つ目と三つ目は罪にもとづくのであるから、 一方を立てれば、かならずもう一方は立たないことになる。 アウグスティヌスにとっては、罪と自然本性は相いれないものであった。この二つは重なるところが たとえば彼は、 奴隷 (servus) という言葉が 明らかに自然と

罪

に起因し、

それゆえに自然本性によるものではないとしている。

書のどこにも見いださないのである。したがって、この息子がこの名に値したのは、 だからして、 わたしたちは 「奴隷」ということばを、 義しい人であるノアがこのことばで自分の息子の罪を罰するまでは かれの本性ゆえではなく、 かれの罪過ゆえ 聖

は、 もまた自然が命じるものである。そして彼は、この論を総括して言う。「したがって、以上に述べた服従のそれぞれ 然が求めるものだと言う。アウグスティヌスが自然本性ではないとした奴隷も、 ところがどうしたことか、ボナヴェントゥラは三つの服従を、すべて自然と結びつけてしまい、これらはみな、 自然法と一致している」。 ボナヴェントゥラにあっては、これ

指していて、それは人間にとってそうであったもの、また本来そうあるべきであったものを示している。 ナヴェントゥラにとっては、罪に堕ちたあとにも自然がある。もちろん罪の前にも自然はあったから、 V の ここにおいて、二人の語る自然のあいだには明らかな隔たりがある。 つ )服従のようなものを求めていた。そして罪を負ったのちにも自然はあって、それはかつてとまた違った服従 たものをわれわれに求めている。 アウグスティヌスの言う自然は原初のころを それは子の父 いっぽうボ

また、そうであるものが等しく存するのである。 それ は堕落というものを境にして、 原初のころにもそうであるものがあったのだが、 いまを生きるわれ われ にも

n る前が最良であったことは言うべくもないが、いまの世はいまの世で、 にとって人の世は、 「それ〔自然法〕 決まったことを四角四面に求めるのではなく、状況に応じて、 じるものであることには変わりなく、いまそうであるさまに対し、神が望まれているものである。 かしそれは、 こうしたボナヴェントゥラの考えかたは、つまるところ、いまある人間の姿をそのまま受け容れるものである。 われに求められるものは、もしかするとずいぶん色合いの異なるものなのかもしれない。 自然、そして自然法の命じかたは、 時にあたって見られる優劣のさまざまな差異にもとづいて、 はたしかに、これ〔劣ったものが優れたものに従うこと〕をある種の一般性のなかで命じるのであるが、 けっして暗いものではなく、そこにおいてもまた、 歴史とともに変わっていく。 命じかたもいろいろに変えていくのである。 アダムのころに求められていたものと、 そこに神の摂理が感じられる。それは、 神の働きが認められる。 いろいろなやりかたで命じるのである」。 しかしそれは、 もちろん、 自然法は、一つの 罪に堕ち 自然が命 Ų١ 曰く、 ま 彼が の 彼 わ

とも受けとれるが、ここには二人の政治観が端的に示されていよう。 アウグスティヌスはどちらかというと、「矯正する」(corrigere)という言葉を好んだ。たんなる言葉づか の差異

政治支配を指して、

罪からの「治療」(remedium)

と呼んでいることからも明らかであろう。

罪を犯した人間が、 b が 策として用をなすにすぎない。 あることによって、 アウグスティヌスにとって罪に堕ちた人間は、 しかし、 再び悪に流れないよう留めておくためのものであった。 それ 秩序から外れることだけは避けうる。 は曲がったところを「矯正する」だけの価値しかもっていないとも言え、 アウグスティヌスにとって政治権力とは、 もはや救いようがないのであるが、 その点で政治権力は、 罪人にかける足枷のようなものであった。 たしかにあるてい ただどうにか、 たかだか次善の 政治 ど意味をもっ 権 力の抑 た え

政治権力に従うことで、 であった。 全な治癒は終末になってようやく果されるのであるが、政治支配とは彼にとって、(፡፡፡) もとあった自然本性に、 は政治権力によって治癒される。 V っぽうボナヴェントゥラは、 それはたんに、悪に流れることを留めるものではない。それどころか、 かつての善を取り戻していくのである。 あたかも還っていくような響きが感じられる。 これを 「治療」という言葉からは、 「治療」と言う。 人は罪を犯したのち、 たんに曲がったところを矯正するだけにとどまらず、 むろん、完全に治癒されることはないし、 ひどい病を患ったのであるが、 原初の自然本性に近づきうる方途 ボナヴェントゥラが見るに、 人は これ 完

13 事実、 えで、 地を這うあらゆる生き物を治めよ」(創世記一章二十八節)と命じられたのであるから、 異論をあげるなかで、 こうして見ると、 かなった行いではない、とする論である。 常にアウグスティヌスの跡を追っていた彼であるから、こうして離れてしまったことを自覚しないはずもない。 さきにあげた主題「人がべつの人のもとに服従することは自然法にかなったことであるのかどうか」に対する ボナヴェントゥラはアウグスティヌスからずいぶん離れてしまったように思える。 彼はアウグスティヌスを論拠にしたものを掲げている。 それは、 人が人を治めることは自然法 神ははじめ 「海の魚、 論を立てるう 空の鳥

る自然 contrario ipsi naturae) これに対し、 は、 (pro se a statu cadente) それを命じなかったのである。 ボナヴェントゥラは答える。 のようなものかもしれない。 は、 それを命じるのである。(3) しかし人間が罪に堕ちたいま、 たしかに人が人に従う隷従は、 それがゆえに、 あるべきそのものに対する自然 あるべきそのものから堕ちたことに対す 自然そのものに反した病気 (morbus

罪 く のあとでは自然にかなうものになった。人は必要に応じて、そして神の摂理によって、 つまりアウグスティヌスの二分法を守って、彼は堕落の前後をはっきり区別するのであるが、 自然という言葉をも二つに分けてしまう。 人が人に従うことは、 罪の前では自然にかなうものではなかったが、 政治権力に従っていくので それでい てさりげ

聞

いてわかりよいものであるが、そのいっぽうで、だいぶ実情に沿わないものであったと言わなければならない。

b 装いをもつ点で、 スティヌス主義の神学者でさえ、アリストテレスを通さずとも同じ結論に達していたのであった。 治の自然性はアリストテレスに由来するとされてきたが、ひとわたり見てきたように、十三世紀においては、 あって、そこにはなにも不自然なところはない。自然の命じるままに、人は人を治めていくのである。 のがあった。 こうした結論は、 したがって、ウルマンの言うアウグスティヌスからアリストテレスへ、という構図は、たしかに耳で 内実はアリストテレスとだいぶ異なっていようが、その外形だけを見れば、アリストテレスに迫る かつてアリストテレスがもたらしたとされた政治の自然性と類似していよう。ウルマン以来、 もちろん神学的な アウグ

#### おわりに

と鋭く対立させた。 の歴史家たちは、この アリストテレス曰く「人は自然本性によって政治的動物である」(homo natura civile animal)。ウルマンをふくむ後世 「自然本性によって」という言葉を大きくとりあげ、これをアウグスティヌスの言う自然本性

らも、 世紀もの年月を経ていけば、そこにはおのずから色調の変わったものも生じてこよう。アウグスティヌスを奉じなが 代が離れていると、 ントゥラを見ていくことで、そうした一例を示しえたと思う。 こうした比較は、 そこからいくぶん曲折をともなった思想が出てくることは、なにも不思議なことではない。本稿ではボナヴェ それだけ時間の隔たりに目が届かなくなるという弊をともなう。アウグスティヌスからおよそ八 むろん二つの思想を引き比べて、 差異を明かしていくうえでは価値あるものであるが、二つの時

ボ

・ナヴェントゥラにとって、政治の自然性というものは、アリストテレスから学ぶほどのことではなかった。

アウ

政

ほとんど新しい意味をもっていなかったことは容易に察せられる。 グスティヌスを重んじていた彼がそうであるから、 もはや十三世紀という時代にあって、 政治の自然性という概念が

また、一つの自然にほかならないからである。 しかもっていなかった。なんとなれば、 の有名な章句 やや乱暴な言いかたが許されるのであれば、こう言ってしまってもよいかもしれない。 人は自然本性的に政治的動物である われわれのいまある姿が自然であるとするならば、 ―は、十三世紀の知識人にとっては、 結局のところ、 いまある政治というの もはや格言めいた価 『政治学』

もない。 か、 そうなるとつぎに問題になるのは、 という点である。 本稿では、そこまで考察の目がわたらなかったが、 ボナヴェントゥラのような思想家が、この政治の自然性をどこから学びえたの いまここに、 一つの見当がついていない

玉 えは棄てられ、 われと見ていた。とりわけ、『秩序論』(De ordine)などに、その傾向がいちじるしい。年を経るに及んでこうした考 マーカス それは、 の暗さとは対照をなしている。 (Robert Austin Markus)が指摘しているように、アウグスティヌスは若いころ、 アウグスティヌスが若いころに書いた諸作である。 地上は罪深いという思いを強くしていくのであるが、 初期キリスト教の研究者、 初期の作品には明るいところがあり、 地上の秩序を神の秩序の ロバ ٠ ا オースティ 表

すれ という歴史も描けよう。そうなると、 ィヌスとの対立と見ることもできるかもしれない。 中 ば、 世盛期にあっては、『神の国』よりも、 アウグスティヌス的な暗い政治観は、 さきに見たボナヴェントゥラの論も、 こうした初期の作品がよく読まれていたのでないか。 ほかならぬアウグスティヌス自身の諸作によって、 初期アウグスティヌスと、 否定されていった もしそうであると 晩期アウグス

本稿の論はそれを証するに十分でない。これを示すには、

さらに

同時期のアウグスティヌス主義について、

とにする。

くわしく見ていく必要があろう。それゆえこの仮説は一つの寸感にとどめ、その詳細については、また別稿に譲るこ

- 1 *West: The Origins of Latin Aristotelianism*, translated by Leonard Johnston, Louvain, E. Nauwelaerts, 1955, p. 67 禁令が出たのはパリのみであったが、これに触れた場合、 破門にされた。Fernand van Steenberghen, Aristotle in the
- 2 Walter Ullmann, Principles of Government and Politics in the Middle Ages, London, Methuen, 1966, p. 1. 聖書からの引用は、すべて『聖書協会共同訳』によったが、文を切るなどやや改変を加えたところがある。
- 4 Walter Ullmann, op. cit., p. 19

3

- 5 Ibid., pp. 20-21
- 6 Walter Ullmann, A History of Political Thought: The Middle Ages, Harmondsworth, Penguin, pp. 172-173
- 7 Walter Ullmann, Principles of government and politics in the Middle Ages, pp. 146-156
- 8 探ったピエール・デュエム(Pierre Duhem)らのやりかたは、中世後期をあまりに重んじる結果、やや行きすぎた側面が もなった。これは政治思想のみにかかわる問題ではなく、 ねであったことがわかっている。しかし一方で、こうした流れはいたずらに近代の概念を中世に探るという弊を犯すことに てすべて説明するわけにはいかなくなくなったし、ルネサンスというのも一つの転換ではなく、小さなルネサンスの積み重 じっさいこうした試みは、歴史学において一定の成果を収めた。宗教改革や対抗宗教改革は、 科学思想でも同じ指摘がなされている。 ルターという一人物によっ 近代科学の源を中世に
- 9 Salisbury to Hegel, Washington D. C., Catholic University of America Press, 2009, pp. 9-10 Cary J Nederman, Lineages of European Political Thought: Explorations along the Medieval/Modern Divide from John of この傾向は彼に学んだブライアン・ティアニー(Brian Tierney)にも引き継がれている。ティアニーは、 代表、 主権といった概念のはじまりを中世に求めている。Cary J Nederman, "The Legacy of Walter Ullmann," in
- 10
- Antony Black, "Political Language in Later Medieval Europe," in Diana Wood (ed.), The Church and Sovereignty c. 590-

- 1918 : Essays in honour of Michael Wilks, Oxford, Blackwell, 1991. pp. 316–317
- (12) *Ibid.*, p. 317
- (3) Ibid., pp. 318-319
- Publishers, 2011 (ed.), Communities of learning: Networks and the shaping of intellectual identity in Europe, 1100–1500, Turnhout, Brepols Mary Elizabeth Sullivan, "The Bond of Aristotelian Language Among Medieval Political Thinkers," in Constant J. Mews
- <u>15</u> Journal of the History of Ideas, 49. 1, 1988. pp. 25-26 Cary J. Nederman, "Nature, Sin and the Origins of Society: The Ciceronian Tradition in Medieval Political Thought," The
- 16 Aquinas: A Very Short Introduction, Oxford, Oxford University Press, 2009, pp. 103-104. さらに同年同月、オックスフォードの神学者によっても、トマスの教説の三十ほどが糾弾されている。Fergus Kerr, *Thoma*s 問官に出頭を命じられた。またトマスは、彼自身が異端と断じられることこそなかったものの、その教説の十六ほどは、一 一七七年(トマスが亡くなってから三年後)にパリ大学の神学部によって「信仰にとって害悪な」命題とされるに至った。 たとえばトマス・アクィナスの時代、アリストテレスの思想を広く取り入れたブラバンのシゲルスは、フランスの異端審
- 17 学もふくむ)、政治学や論理学は禁じられなかった。Fernand van Steenberghen, *op. cit.*, p. 67 禁じられたのは自然哲学にかんするアリストテレスの書(libri Aristotelis de naturali philosophia)のみであって 而
- 18 ヴォーのベルナルドゥス(Bernardus Claravalensis)によって批判されている。また、オルレアン、パリのサンヴィクトル、 ランの聖職者たちによっても批判された。伊東俊太郎『十二世紀ルネサンス』(講談社、二〇〇六年)九八―九九頁 ソールズベリーのジョンはシャルトルで学んだが、そのシャルトルの学流は、そのころ代表的な神学者であったクレル
- 19 ばなかった。今後の課題としたい。 これについて確証を得るには、保守寄りの神学者の文献から複数の例証を得るべきであるが、本稿ではそこまで考察が及
- $\widehat{20}$ Saint Bonaventure: Etudes sur les sources de sa pensée. Northampton, Variorium Reprints, 1989, p. 137 Jacques Guy Bougerol, "Dossier pour l'étude des rapports entre Saint Bonaventure et Aristote," in Jacques Guy Bougerol,
- 21 |政治学|| だけはアラビア語訳が存在しなかったからと考えられている。つまり、アリストテレスに依拠するところが大き アリストテレスの著作はほとんどアラビア語から訳されているが、『政治学』だけはギリシャ語から訳された。

- かったということやある。Patricia Crone, *Medieval Islamic Political Thought*, Edinburgh, Edinburgh University Press, 2004, - ったアル・ファーラービーやイブン・ルシュドといった哲学者たちも、アリストテレスの『政治学』を目にすることはな
- であったろう」Charles B. Schmitt, *Aristotle and the Renaissance*, Cambridge, Mass., Harvard University Press, 1983, p. 155. 全に汲みとるには、ギリシャ語のテクストを参照する必要があるのだが、そんなことはむろん、当時の読者には無理な相談 グイレルムスの訳はラテン語として読みやすいものではなかった。「〔前略〕彼の翻訳はギリシャ語に忠実に従っているけ 逐語的(ad verbum)であるから、そのラテン語はぎこちなく、よくわからないところがままある。彼の意図を完
- 学』からの引用と考えるのが穏当であろう。Bonaventura, *Sermones de tempore*, Feria sexta in parasceve, serm 1. (なお、ボ と述べているが、これはおそらく『政治学』からの引用ではなく、クアラッキ版の註釈が言うように、『ニコマコス倫理 ナヴェントゥラの著作はすべて、クアラッキ版を使用した)。というのも、「人は自然本性的に政治的動物である」という |政治学|| の有名な章句は、グイレルムスの訳では homo natura civile animal... となっており、語彙がいくぶんか異なるか ボナヴェントゥラはある日の説教において、「人は自然本性的な社会的動物である」"Homo est animal socialis naturae..."
- University of America Press, 1946; reed., Westport, Greenwood Press, 1974, p. 3. Matthew M. De Benedictis, The Social Thought of Bonaventure: A Study in Social Philosophy, Washington, D. C., The Catholic

Michaud-Quantin, Aristoteles Latinus, XXIX I, p. 5.

- 25 を確認した。 『神の国』からの引用は基本的に服部・藤本訳に依ったが、必要に応じて Opera omnia: Patrologiae Latinae elenchusの語彙 アウグスティヌス『神の国(五)』(十九巻十五章)服部英次郎、藤本雄三訳 (岩波文庫、二〇一八年)七一一七
- 26) アウグスティヌス、同右(十九巻十五章)、七二―七三頁
- 柴田平三郎「アウグスティヌスの政治観」『法學研究』五十六巻十二号 (慶應義塾大学法学研究会、 一九八三年) 五一頁。
- Bonaventura, De perfectione evangelica, q. 4, a. 1.: "Utrum sit consonum iuri naturali, quod homo obediendo subiaceat
- 29 "natura est vis insita rebus ex similibus similia procreans." ものの内において、 似ているものから似ているものを生み出す生来の力のことである」Ibid., q. 4, a. 1. conc.:

- est poena peccati..." 「アンブロシウスも言うように、奴隷とは罪に対する罰なのである」*lbid.*, q. 4, a. 1. conc.: "ut dicit Ambrosius, servitus
- (3) *Ibid.*, q. 4, a. 1. conc.
- lex naturalis dictat obedientiam filialem, sive secundum statum naturae lapsae, sive secundum statum naturae institutae づくか、もしくは創られたときの本性の状態にもとづくかのどちらかである」*lbid.*, q. 4, a. 1. conc.: "Hinc est igitur, quod 「したがってここから、以下のことが示される。自然法は息子の服従を命じているが、それは堕落した本性の状態にもと
- づく」(括弧は引用者) *lbid.*, g. 4, a. 1. conc.: "Obedientiam vero iurisdictionalem dictat secundum statum naturae reparabilis 「それ〔自然法〕は、法治による服従を命じているが、それは回復されうる、または、 回復されている本性の状態にもと
- (34) アウグスティヌス、前掲書(十九巻十五章)。七二頁。
- 導者たちの言うことを聞き入れ、従いなさい。この人々は、神に弁明する者として、あなたがたの魂のために見張りをして 三つ目の服従、 うことを聞かずに、傲慢に振る舞う者は、死ななければならない」(申命記十七章十二節)。 にも一致するものであった。ここで言う恩寵の法とは使徒の教えを指し、書かれた法とは律法を指すものである。たとえば トゥラにとってこうした服従の関係は、自然法に一致するだけではなく、恩寵の法(lex gratiae)や書かれた法 Bonaventura, op. cit., q. 4, a. 1. conc.: "Unde quaelibet dictarum obedientiarum consonat legi naturae." ₩₩. . るのです」(ヘブライ人への手紙十三章十七節)。「あなたの神、主に仕えるために立っている祭司、 つまり政治支配への服従にかんして、ボナヴェントゥラは新約聖書と旧約聖書から以下の節を掲げる。 あるいは裁き人の言 (lex scripta)
- 36 superioritatis et inferioritatis reperire contingit differentias diversas." 括弧は引用者。*Ibid.*, q. 4, a. 1. conc."...et hoc quidem dictat in generalitate quadam, diversimode tamen, secundum quod
- 37 正」と訳した corrigere は、 記し、これを国家 たとえば『神の国』十九巻十六章で、アウグスティヌスは不従順な奴隷が主人の言葉やむち打ちによって矯正される旨を (civitas) ほかに「まっすぐにする」、「修正する」と訳されることもある。 の縮図としている。アウグスティヌス、前掲書(十九巻十六章)、七五―七六頁。なお、「矯
- 38 ある。終末になって、 ボナヴェントゥラが言うに、政治支配に服するさまは、 はじめて罪は完全に回復するのであり、 罪の回復にかんしてはいまだ道なかばの状態 そのとき、政治支配というものも不要になる。「それから、

41

世の終わりが来ます。その時、キリストはあらゆる権威と勢力を無力にして、父なる神に国を引き渡されます」(コリント の信徒への手紙一十五章二十四節)Bonaventura, op. cit., q. 4, a. 1. conc.

- (39) *Ibid.*, q. 4, a. 1. ad.
- $\widehat{40}$ された政治の自然性」とは、あくまで地上の統治を肯定的に見る視点のことである。 もちろん、アリストテレス自身の思想からはいくらか隔たりがある。ここに言う「かつてアリストテレスがもたらしたと
- Michaud-Quantin, op. cit., p. 5.
- $\widehat{42}$ 1450, Cambridge, Cambridge University Press, 1988, pp. 108-109. R. A. Markus, "The Latin Fathers," in J. H. Burns (ed.), The Cambridge History of Medieval Political Thought c. 350-

所属・現職 慶應義塾大学大学院法学研究科後期博士課程田中 稔十(たなか なりと)

最終学歷慶應義塾大学大学院法学研究科前期博士課程

専攻領域

政治思想史